

暴風警報時の福祉サービス業務について

暴風警報、暴風特別警報及び大雨特別警報の発表に伴う事業所の営業については下記の通りとなりますので、ご理解とご協力をお願い致します。

1.前日で**休業**の判断が出来る場合

- 前日の17時までに、事業所職員から「**休業**」の連絡を致します。
（事業所休業日の場合は下記「2」になります。）

2.当日にならないと**休業**の判断ができない場合

- 午前7時に【暴風（特別）警報】が発令中の場合は「**休業**」となります。
- 午前9時までに【暴風（特別）警報】が「解除」または「解除見込み」の場合は事業を行う事があります。その際には午前8時30分までに、職員からご案内致します。

* 台風通過後の状況を確認し、再開が決まり次第、施設ホームページにてお知らせ致します。
皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。